

# 飯塚市新型コロナウイルスPCR検査支援事業実施要綱

令和3年12月17日

飯塚市告示第372号

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の感染拡大及び重症者の増加を予防することを目的として、感染の恐れがある市民に対し当該感染症に係る任意のPCR検査を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施)

第2条 市長は、この事業によるPCR検査(以下「検査」という。)を当該検査が実施可能な検査機関(以下「検査機関」という。)に行わせることができるものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、申請日において市内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、行政検査の対象となった者を除く。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した者

(2) 新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生した会社、団体等に所属する者と接触した者

(受検の申請)

第4条 対象者は、飯塚市新型コロナウイルスPCR検査支援事業利用申請書兼同意書を市長に提出しなければならない。

(検査の承認)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、飯塚市新型コロナウイルスPCR検査支援事業利用承認通知書及び検査キットを、相当と認められないときは飯塚市新型コロナウイルスPCR検査支援事業利用否認通知書を申請者に交付するものとする。

(検査の実施)

第6条 受検が承認された対象者(以下「受検承認者」という。)は、交付された検査キットを用いて対象者の検体を採取し、検体を検査機関に送付するものとする。

(検査の費用負担)

第7条 検査費用は、検査1回につき2,200円とする。

- 2 検体を検査機関に送付する費用は、受検承認者の負担とする。
- 3 受検承認者は、検査キットの交付を受ける際、市の定める方法により検査費用を納付しなければならない。
- 4 既に納めた検査費用は、いかなる事由があっても、これを還付しない。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。